

提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名：第5次湖西市男女共同参画推進計画

募 集 期 間：令和8年1月5日（月）～令和8年2月5日（木）

意見等提出件数：11件（提出者1名）

第5次湖西市男女共同参画推進計画（案）に対する意見募集にご意見をいただきありがとうございました。以下のとおり、ご意見の概要と市の考え方について、ご紹介させていただきます。

ページ	項 目	意見の概要	市の考え方
全般	<p>【総論】憲法18条（意に反する苦役）について——“住民への無償負担の外部化”が起きる設計は避けるべきです</p>	<p>協力要請の任意性と負担の非固定化（憲法第18条を踏まえた点検）</p> <p>施策実装により、通訳・相談・調整等の業務需要が拡大する場合であっても、行政運営が、住民・協力者・職員に対し、本人の意思に反して回避困難な役務提供を事実上求める構造を生じさせないことが重要です。</p> <p>憲法第18条は、政府答弁（衆議院議員森清君提出憲法第十八条に関する質問に対する答弁書 昭和56年3月10日・内閣衆質九四第一〇号）において、同条の「苦役」概念は、苛酷・苦痛に限られず、本人の意思に反して強制される役務一般を含み得る趣旨で説明されています。</p> <p>なお、憲法第18条は、政府公表の英訳（Constitution of Japan, Article 18）において、</p> <p>Article 18. No person shall be held in bondage of any kind. Involuntary servitude, except as punishment for crime, is prohibited.</p> <p>即ち、Involuntary servitude の禁止を明示しており、同条の射程が、苛酷な肉体労働に限られないことが示されています。</p> <p>さらに学説上、芦部信喜は本条の私人間効力にも言及しており、本条の射程を私人間関係に及ぶものとして理解する見解があることが示されています。したがって、生活トラブルが民間同士の関係に見えても、住民側へ反復継続的な“役務の固定化”が起きる設計は、計画リスクとして点検対象になります。</p> <p>本意見は違憲性を断定するものではありませんが、次のような状態が反復継続する場合には、予防的な点検枠組みが必要です。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の多言語対応等が特定主体に集中する場合 ・通訳・説明対応が無償の追加役務として恒常化する場合 ・民泊・短期滞在等に伴うゴミ問題について、分別指導、集積所の清掃、残置物の処理、苦情対応が近隣住民・自治会へ反復継続的に外部化される場合。 ・騒音・迷惑行為への対応が、注意、通報、相手方との交渉の“常態化”として特定の住民に固定される場合。 ・宗教・集会等に伴う生活調整需要が無償で固定化する場合 <p>ここでの要点は、国際的視点・多文化共生関連施策が“善意の動員”に寄りかかると、自治会・住民・ボランティアへ実務が外部化し、結果として「断れない役務」になり得ることです。</p> <p>したがって、本計画本文に以下の明確化を求めます。</p> <p>（用語）責任分界＝行政が担う必須業務と、地域・住民へ外部化しない業務の境界。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員、地域住民、ボランティア（災害時外国人サ 	<p>男女共同参画推進計画の対象ではないと考えさせていただきます。</p>

		<p>ポーター等)への協力は、任意であり、参加しないことによる不利益取扱いを行わないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政サービス上の必須業務(説明責任、苦情処理、法令相談接続等)を、地域の無償労務で代替しないこと(責任分界の固定)。 	
18	基本目標2「国際的な視点に立った男女共同参画」	<p>『外国人市民にとってもジェンダー平等が尊重されるまちを目指す』とありますが、実装に伴う責任分界が未記載です。多言語案内・通訳・翻訳・相談同席等を、自治会や近隣住民の善意に依存して“無償労務”化しない旨(本人意思に反する役務提供を回避する観点=憲法18条の趣旨)を明記し、行政が担う範囲・委託範囲・費用計上(予算科目)を本文に追記してください。</p>	<p>いただきましたご意見を参考に、P2計画の位置付けに図示される諸計画に「湖西市多文化共生推進プラン」を追加します。</p>
34	柱Ⅲ/施策の方向性(13)生活に困難を抱える人への支援	<p>『ひとり親家庭、海外にルーツをもつ人…』と複合的困難が挙げられています。この領域は専門性が高く、通訳・法的手続・安全確保を含めたケース対応が想定されます。地域住民や民生委員等に(本人意思に反する役務提供を回避する観点=憲法18条の趣旨からも)“通訳・保証・監督”の役務を当然視して転嫁しないこと、必要な専門職(通訳者、相談員、医療・心理等)の確保方針を明文化してください。</p>	<p>一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなげられるよう、庁内の関係部署と連携していきたいと考えています。</p>
34	柱Ⅲ/施策の方向性(13)生活に困難を抱える人への支援	<p>未収・未回収(税・保険料・医療費等)は、理念対立ではなく、放置すると自治体財政・医療機関経営を通じて住民負担へ外部化し得る実務上のリスクです。本計画が『海外にルーツをもつ人…』等を含む支援を掲げる以上、少なくとも次を本文または別紙で明文化してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画が担う支援範囲(相談の一次受理、情報提供、通訳・翻訳、関係機関への接続)。 ・税・国保・福祉・医療等の制度部局(必要に応じて法律相談等)との接続(相談導線)と、担当課の責任分界。 ・未収・未回収や被害回復困難が“計画外”に押し出され、住民・自治会へ無償の対応が固定化しないこと。 <p>なお、主旨は『取り立て強化』ではなく、論点の不可視化を避け、支援と責任の線引きを事前に示すことです。加えて、相談件数(類型)・通訳利用件数・関係課接続件数等を年次で点検・公表し、負担が“見えない残業/持ち出し”として膨らまないよう透明性を確保してください。</p>	<p>未収・未回収(税・保険料・医療費等)は、所管部署において国籍をかかわらず徴収に努めるものであります。</p>
3	第2章(1)人口の状況	<p>市内の外国人住民が増加している旨と人数(4,219人)が示されています。人数が政策対象として無視できない規模である以上、相談需要や多言語対応に要する行政コストの見積り(概算でも可)を添え、負担が現場(窓口職員・地域)に“暗黙の残業・持ち出し”として発生しない設計を示してください。</p>	<p>外国人住民が多く住む本市の特性から、多文化共生推進事業として、外国人総合窓口における相談対応、通訳者やビデオ通訳サービスを利用した多言語対応を実施しており、本計画の実施につきましても多文化共生推進施策と連携し実施するものであります。</p>
37	第4章/計画の推進(2.計画の進捗状況の点検及び情報公開)	<p>『毎年、進捗状況について点検し公表する』とあります。国際的視点(外国人市民・海外にルーツ)を含む施策について、①相談件数、②対応言語・通訳利用件数、③平均待機時間・解決期間、④外部委託費等のKPI(重要業績評価指標)を設定し、毎年公表してください(施策の“見える化”がないと負担の外部化が起きやすいです)。</p>	<p>今後、アクションプランを策定する中で対応していきたいと考えています。</p>
15	第2章/前計画の評価(指標:在住外国人の相談件数)	<p>前計画の評価として『男女共同参画に関する在住外国人の相談件数(現状0件/目標10件以上)]が示されています。本計画でも同指標を維持・更新し、0件が“ニーズが無い”のではなく“アクセスできていない”可能性を点検できるよう、周知手段(多言語化含む)と合わせて評価項目に残してください。</p>	<p>相談窓口の情報が届くよう多言語での情報発信や相談員のやさしい日本語での対応など、アクションプランにおいて対応していきたいと考えています。</p>

33	<p>第3章／計画の基本的な考え方 (4. 推進施策／基本目標 3「生活に困難を抱える人への支援」 施策の方向性(13)生活に困難を抱える人への支援)</p>	<p>複数箇所『令和6年度男女共同参画・多文化共生に関する市民意識調査』が出典として使われています。“多文化共生”を根拠に政策範囲が拡張される場合、男女共同参画計画としてのスコープ(対象範囲：施策・財源・担当)を明確に区切らないと、住民負担が後追いで膨らむ懸念があります。計画本文に、男女共同参画計画で扱う多文化共生関連事項の範囲(相談・周知等)と、別計画/別部署で扱う事項の線引きを明記してください。</p>	<p>本計画及び男女共同参画推進施策は、部局横断的に実施するものであり、P37第4章1.(1)庁内における推進体制に基づき進めてまいります。</p>
37	<p>第4章／計画の推進 (1. 計画を推進する体制の整備)</p>	<p>推進体制として、市民課協働共生係を中心に『男女共同参画推進委員会』『男女共同参画推進会議』を設置するとあります。国際的視点を含む施策では、現場負担(窓口・学校・地域)の実態把握が不可欠です。委員会・会議の議事要旨に、負担増(通訳手配、対応時間、トラブル対応等)の記録と是正状況を含め、情報公開の対象にしてください。</p>	<p>議事内容については、引き続きウェブサイトにて公開していきたいと考えています。</p>
2	<p>第1章／計画の位置付け (「本計画は以下の計画を包含」)</p>	<p>本計画は複数の法定計画(女性活躍推進法、DV防止法、困難女性支援法等)を『包含』するとされ、対象範囲が広がります。包含により業務が増える場合でも、住民・自治会・関係者の善意を前提に実務を外部化し、事実上「断れない役務」を生じさせないよう(憲法18条の趣旨)、行政が担う範囲、委託の範囲、費用計上(予算科目)と責任分界を本文で明確化してください。</p>	<p>庁内の他部署との連携を強化しながら、進めていきたいと考えています。</p>
21	<p>施策の方向性(8)女性の視点・多様性への配慮を取り入れた防災体制の実施</p>	<p>防災分野では、平時の周知や災害時の避難所運営で多言語対応・説明需要が発生し得ます。また、市民意識調査でも『地域でも備蓄しておく』等の回答が示されており、地域側の実務負担が増える設計になり得ます。その際、通訳・翻訳・説明・調整・苦情対応を、近隣住民や自治会役員の『手伝い』として常態化させないよう(憲法18条の趣旨)、行政が責任を負う業務(情報発信、通訳手配、相談対応、現場調整)を本文で特定し、任意協力は任意であり不参加による不利益取扱いがないことを明記してください。</p>	<p>P29 施策の方向性(8)において、女性の視点や性の多様性への配慮、性被害の防止等、防災における男女共同参画の視点からの対策について記載しております。</p>